

## 「未利用口座管理手数料」に関するお知らせ

平素より、結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2年間以上ご利用のない普通預金口座を対象とする「未利用口座管理手数料」を、令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座を対象に導入しておりますが、令和3年10月1日（金）から、令和2年9月30日以前に開設された口座にも本取扱いの適用を開始させていただきます。

この度の取扱いは、長期間未利用の口座が不正利用されることによる被害を防止する観点から導入するものです。

また、未利用口座管理手数料は、2年間以上未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上により一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【未利用口座管理手数料の対象口座、および自動解約について】

適用 預金種類	「普通預金口座（総合口座を含む）」 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 法人、個人、団体が対象となります。
対象口座	令和3年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび本件手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがな い普通預金口座（総合口座を含む）。 ただし、次の場合を除きます。 イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. 同一店舗で他に定期性預金、投資信託、保険等のお取引がある場合 ハ. 口座振替依頼が付与されている口座の場合
手数料	・対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします。 （「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。） ・事前通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税 込）を当該口座から引き落としいたします。 （ご案内後、一定期間（約3カ月）内にご利用または解約いただいた場合、本手数料はかかりま せん。）
自動解約	・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料と し、同口座を解約いたします。 （対象の口座をお持ちのお客さまには、お取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3か 月）経過後に、年間1,320円（消費税込）の手数をいただき、残高が同手数料に満たなく なった場合には、普通預金口座を解約させていただくものです。） ・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

※本手数料のご返金および解約口座の再利用はできません。

## 「未利用口座管理手数料」に伴う普通預金規定改定のお知らせ

平素より、結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年10月1日（金）付で普通預金規定を改定し、未利用口座管理手数料を、すべての普通預金（総合口座含む）に適用させていただきます。初回手数料引落しは、令和5年12月以降を予定しております。

なお、未利用口座管理手数料は、令和3年10月1日以降、2年間以上未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、**常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。**

また、**未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。**

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上により一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定】改定内容

#### 取消線部分を削除

#### 7. (手数料の取扱いについて)

##### (1) 未利用口座管理手数料

①未利用口座管理手数料は、令和2年10月1日以降新規に開設された口座のうち、最後のお預入れ（当該普通預金の利息入金を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）から2年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含む）が対象となります。

②この預金は、①に定める期間、預金者による所定のご利用がない場合には未利用口座となります。

③この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

④一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

##### (2) その他手数料

(省略)

~~附則—前記7.(1)の規定については、令和2年10月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず全ての口座に適用されるものとします。~~

ご不明な点は、お取引店舗までお問合せください。